

死亡された時の手続き(死亡届の他に必要な手続き)

山陽小野田市役所

項 目	市役所窓口	持参するもの
1 在留カード及び特別永住者証明書(みなしを含む) 親族または同居の方が、死亡の日から14日以内に東京入国管理局おだいば分室へ郵送又は地方入国管理局へ持参して返納してください。	①番 市民課 住民係 ☎82-1140	・特別永住者証明書(みなしを含む) ・在留カード
2 住民基本台帳カード (住民基本台帳カードをお持ちの方は、ご返却ください。)	①番 市民課 住民係 ☎82-1140	・住民基本台帳カード ・届出人の印判 ・届出人の本人確認書類
個人番号カード お持ちの方は、ご返却ください。 ※ 相続手続き等で亡くなられた方の個人番号の記載が必要になることがあります。 相続の手続き等が終わられた後、ご返却ください。		・個人番号カード ・届出人の印判 ・届出人の本人確認書類
通知カード 返却不要です。 ※ 相続手続き等で亡くなられた方の個人番号の記載が必要になることがあります。		
印鑑登録証 (印鑑登録は自動廃止になります。登録証は破棄してください。)		
3 世帯主変更 (世帯主が死亡された場合、自動で新世帯主が設定されます。変更されたい場合は、14日以内に同一世帯者からの届出が必要です。)	①番 市民課 住民係 ☎82-1140	・届出人の本人確認書類
4 国民健康保険 (資格喪失の手続きと、葬祭を行った方への葬祭費の支給申請)	②番 国保年金課 国保係 ☎82-1179	・国民健康保険証 ・印判 ・葬祭を行った方の通帳 ・葬祭を行った方が分かる書類(会葬礼状や領収書等)
5 後期高齢者医療 (保険証の返却と、葬祭を行った方への葬祭費の支給申請)	②番 国保年金課 年金高齢医療係 ☎82-1209	・後期高齢者医療被保険者証 ・印判 ・葬祭を行った方の通帳 ・葬祭を行った方が分かる書類(会葬礼状や領収書等)
6 年金に関すること (停止手続きのほか、未支給年金の請求や死亡一時金、遺族年金の手続きなど、その方によって必要な手続きが異なり、場合によっては、年金事務所(代)33-7111での手続きとなる場合があります。)	②番 国保年金課 年金高齢医療係 ☎82-1178	・年金証書 ・死亡届(死亡診断書)の写し ・印判 ※その他、年金の種類等により必要なものが異なります。
7 障がい福祉 (次の交付を受けていた方は、手続きが必要です。) ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 ・福祉医療費受給者証(重度心身障害者用) ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証(精神通院・更生医療) ・特別障害者手帳、障害児童福祉手当	③番 障害福祉課 障害福祉係 ☎82-1170	・各手帳又は受給者証等 ・印判

〈裏面もご覧ください〉

令和2年11月現在

8	こども福祉 (次の交付を受けていた方は、手続きが必要です。) ・福祉医療費受給者証(ひとり親用、乳幼児用) ・児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当	④番 子育て支援課 子育て支援係 ☎82-1175	・各受給者証等 ・印判
9	空き家相談 死亡された方が一人暮らしで、住んでいた持ち家に今後誰も住む予定がなく、空き家になる場合	⑤番 生活安全課 空き家対策室 ☎82-1133	
10	市税 (次の市税の納税義務者の変更手続きが必要です。) ・市県民税、軽自動車税 ・固定資産税、都市計画税	⑦番 税務課 市民税係 ☎82-1125 固定資産税係 ☎82-1127	・印判 ※土地・建物の名義変更(相続登記)については、法務局(☎21-7211)にご相談ください。
11	介護保険 (65歳以上の方、要介護認定を受けていた方は、保険証を返却してください。)	⑧番 高齢福祉課 介護保険係 ☎82-1172	・介護保険証 ・印判
12	市営住宅 (死亡された方が、市営住宅の入居者であったときは、届出が必要です。)	⑩番 建築住宅課 住宅管理係 ☎82-1166	・印判 ※詳細はお尋ねください。

《 その他お知らせ 》

□死亡された方の戸籍(除籍)謄本等の交付について

※死亡時の届出を休日にされた場合は、事務処理の関係上、すぐに住民票の写しや戸籍謄本・抄本が交付できないことがあります。お急ぎの場合は、お手数ですが来庁前に市民課へ電話でご確認ください。

(市民課 戸籍係 ☎82-1141)

なお、交付できる戸籍(除籍)謄本は、本籍地が山陽小野田市である方に限られますのでご注意ください。

□死亡された方の税、保険料、使用料の納付について

※死亡された方が、税の納税義務者、保険料・使用料の納入者として口座振替の手続きをされている場合は、死亡により口座からの引き落としができなくなります。

窓口での納付、もしくは口座名義人の変更をお願いします。

□死亡された方の年金に関するお手続きについて

※年金を受けておられた方が亡くなると、その方が年金を受け取る権利がなくなります。停止手続きのほか未支給年金、遺族年金の請求などのお手続きが必要となりますが、年金の種類(国民年金、厚生年金、共済年金等)によって、必要な書類や手続き方法が異なります。

また、年金を受け取ることなく亡くなられた場合にも、死亡一時金等のお手続きが必要な場合があります。詳しくは、宇部年金事務所(代) 33-7111 にお問い合わせください。

□その他のお手続きについて

※葬祭費の支給や保険料の還付が生じる場合に備え、喪主及び相続人の振込先が分かるもの(通帳等)をご持参ください。

※相続等により農地の権利を取得したときは、農業委員会への届出が必要となります。
(農業委員会事務局 ☎71-1645 (山陽総合事務所1階))

※死亡された方によっては、手続きの内容や持参していただくものが違いますので、再度来庁をお願いする場合があります。あらかじめ詳細について、各担当課にお問い合わせください。

※各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。詳しくは、法務局(☎21-7211)にご相談ください。